

**【用語】**元惣社村—前橋市元総社町 本途—本途物成・本途取米ともいう、田畠・屋敷地に課された本年貢のこと 口米—本年貢に附加するもので、米納に付けた 閏—太陰暦の平年は三五四日で、太陽暦の平年日数との差を調整するため、二～三年に一度、一年を一ヵ月とした 皆済—年貢などを期日までに完納すること 御手当引—定免の村で凶作の際に立毛を見分し、内輪で年貢を軽減すること 欠米—年貢米の輸送・保管の過程で生じる欠損米のことと、あらかじめ本年貢に附加して徴収した

**【解説】**江戸時代の年貢は、領主からの年貢割付状によつて一村単位に賦課された。これに対し名主などの村役人は、名寄帳などを基に各村民の持高に応じた年貢負担額を決定したが、この村民への年貢の割り付け帳簿として作成されたものが年貢勘定帳あるいは年貢小割帳である。これには田方と畠方、米納と永納などが区別されている場合もある。名主はさらに庭先などで村民からの年貢の収納状況を記録するため庭帳を作成し、年貢納入のたびごとに納め高・年貢の種類・回数などを記した。

この文書は、高崎藩領であつた群馬郡元惣社村西組の天保三年(一八三二)の年貢米勘定元帳である。内容は年貢米のみを対象としたもので、村民一人ずつの年貢米高・引き米分・納入期日などが記されてい るため、村民からの年貢の納入状況を具体的に知ることができる。なお、本文書を所蔵する都木家には、同じ天保三年六月の「畠永御年貢諸勘定元帳」上下二冊や同年十月の「辰歳御年貢米度々納庭帳」が残されていることから、畠方永納の年貢は六月以降、田方米納の年貢は十月以降に村民から名主の元へ納められたことがわかる。